

令和3年11月定例会予算決算審査特別委員会（12月9日）

開会（9：00）

○渋谷英彦委員長 それでは、ただいまから予算決算審査特別委員会を開会いたします。

当委員会に付託された案件は1件です。

議第70号「令和3年度焼津市一般会計補正予算（第9号）案」を議題といたします。

審査の順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、最初に総務文教常任委員会の所管部分、次に、市民福祉常任委員会の所管部分、最後に、建設経済常任委員会の所管部分として進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○渋谷英彦委員長 御異議なしと認めます。よって、お手元の審査表のとおり審査することにいたします。

審査に際し申し上げます。

議第70号「令和3年度焼津市一般会計補正予算（第9号）案」につきましては、人事異動に伴う職員人件費の補正予算案が多くの部局であります。職員人件費に関する質疑がある場合は、総務文教常任委員会の所管部分の審査の際に質疑をするようお願いいたします。

平たく言うと、ほかの市民、それから建設の部分で、もし人件費に関わるようなものがあつた場合には、その部署では返事ができませんので、総務のときに先に質疑をしてくださいということです。

それでは、審査に入ります。

議第70号中、総務文教常任委員会の所管部分について議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○岡田光正委員 16ページ2款1項2目文書等郵送費、こちらでございますが、438万6,000円の増加、これ、具体的に何がどう増えたのか教えてください。

○増井太郎総務課長 文書費を今回増額させていただきました。この増額に至った要因ですけれども、まず、文書費については、総務のほうで一括発送ということで、特別会計とか、そういったものを除いて、ほかのものは総務課で一括して、それも含めて一括で発送してまして、費用についても、特別会計とかを除いた分は総務課で支払っております。

ちょっと調べてみたんですけれども、事業が何かあつたから増えたとかというよりも、全体的にちょっと増えているという傾向にございました。それで、事情なんですけれども、1つ要因として考えられるものとしましては、やはり今コロナ禍でなかなか対面で接することができないという中で、そういった連絡を文書でやったりだとか、あと、決議を文書で行ったりとか、そういったことで通知費が、結局郵便代ですけれども、そちらが増えたというものが要因かなというふうには考えております。

以上となります。

○渋谷英彦委員長 では、ほかに。

○秋山博子委員 ページでいきますと、補正予算書の18ページになります。

3款2項1目児童福祉職員給与費ですが、マイナス5,724万9,000円とかなり大きな金

額が動いているんですけど、この人事異動の詳細と背景を教えてください。

○萩原雅頭人事課長 秋山委員の御質疑にお答えいたします。

こちらの減の理由でございますけれども、再任用の減によるものでございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 補足説明はありますか。再任用の減によるということ。

○萩原雅頭人事課長 再任用職員の施設における任用の減でございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 それは何人、どういう理由で減したというところまで分かりますか。

○萩原雅頭人事課長 人数でございますけれども、3人でございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 理由としては、業務がどのようなになったのかというような理由があると思うんですけども、それで減で対応できるという、そういう判断かなと思うんですが、もし分かれば教えてください。

○萩原雅頭人事課長 この減の理由でございますけれども、再任用の任期満了に伴う減となります。施設としては、とまどびあでございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 つまり、3人の方が再任用されなくても業務としては支障がないということではないでしょうか。

○萩原雅頭人事課長 おっしゃるとおり、支障になるとは考えておりません。

以上でございます。

○秋山博子委員 次の質疑になります。

同じ補正予算書の18ページで、3款2項1目地域子育て支援センター、ここで125万9,000円の増については、説明の際に会計年度任用職員の勤務の精査によるというふうに説明されています。これは何をどのように精査したことでこの金額になったというの
は分かりますでしょうか。

○萩原雅頭人事課長 精査の内容でございますけれども、年間活動日数の見直しとして活動日数が増えたことによるものでございます。

以上でございます。

○秋山博子委員 了解です。

では、次に行きます。

補正予算書の20ページになります。清掃職員給与費、3款2項1目で、これはマイナス2,388万1,000円で、これは退職によるというふうに説明されました。これは何名退職で、どのような業務を担当していたのか、補充のための新たな採用はどうか、伺います。

○萩原雅頭人事課長 御質疑についてお答えします。

再任用職員の満了によります給与費は減となりましたが、その方たち、4人なんですけれども、会計年度任用職員のほうへ移られたということで増額をしております。

以上でございます。

○秋山博子委員 業務はどのような業務だったのでしょうか。

○萩原雅頭人事課長 業務につきましては、ごみの回収でございます。

以上でございます。

- 秋山博子委員 今のに関連しまして、ここで補正予算書20ページ、大覚寺詰所事務費、3款2項1目、1,429万8,000円とあるんですが、これが今おっしゃった会計年度任用職員さんの採用にしたということでもいいんですか。そういう関連ですか。
- 萩原雅頭人事課長 おっしゃるとおりでございます。
- 秋山博子委員 そうしますと、人数はここで会計年度任用職員さんは何名採用でしょうか。
- 萩原雅頭人事課長 採用職員は4名でございます。
- 秋山博子委員 これは正規の、正規といいましても再任用の方ですけれども、そこから会計年度任用職員のほうに、少しずつ調整して会計年度のほうを増やしていこうという流れがあるということなんでしょうか。
- 萩原雅頭人事課長 現在、退職不補充ということで進めておりますので、会計年度任用職員のほうが増えていくというような具合で進んでいるところでございます。
- 以上でございます。
- 秋山博子委員 これは業務の中身にも入ってくると思うんですけれども、業務はごみの回収ということですが、それで、他市の報告といいますか、調査なんかによりますと、そのようにどんどん会計年度職員さんに移っていくことによって、ごみ収集の担当の重要な経験とかノウハウというのを、蓄積が損なわれてしまうのではないかという懸念もあるようなんです。特に、通常ではなく災害時とか、そういったときにやはり貴重な経験やノウハウというのがあるとないでは大分違うというふうに、そういう指摘もあるんですけれども、その辺りはどうでしょうか。
- それは中身に入ってくるのかしら。
- 渋谷英彦委員長 それは担当の運用の仕方ということで聞いてもらったほうがいいかもしれない。
- 秋山博子委員 了解です。
- それでは、もう一点、補正予算書の29ページ、30ページになるんですけれども、今の退職不補充というところと関連するのかもしれないかもしれませんが、会計年度任用職員以外の職員が補正前と補正後で18人減ということです。
- それで、一方で、次のページの30ページには、会計年度職員が6人プラスというふうになっていますが、これ、それぞれ正規のマイナス18人、それから会計年度のプラス6人、さっき清掃職員についての人数は伺いましたけれども、それ以外の正規マイナス18がどこであり、会計年度のプラス6がどこというのを教えてください。
- 萩原雅頭人事課長 職員のマイナス18名でございますけれども、税務総務費、それと、児童福祉総務費、生活保護総務費、商工総務費等、合計で10か所、それぞれ人数が減少しているものでございます。
- 会計年度任用職員の増ですけれども、先ほどの4名と、あと健康づくり課のほうでワクチン接種の関係で2名増員しております。
- 以上でございます。
- 秋山博子委員 すみません、正規のマイナス18のところ、もう一度お願いします、メモできなかったのです。
- 萩原雅頭人事課長 もう一度申し上げます。

一般管理費で1名、税務総務費で2名、児童福祉総務費で4名、商工総務費で3名、道路橋梁総務費で8名、都市計画総務費で9名、生活保護総務費で3名増員、教育事務局費で2名増員、幼稚園費でマイナス2人、保健体育総務費でマイナス3人ということで、合計で増減がございますので、それでマイナス18名ということになっております。

○渋谷英彦委員長 ほかに。

○深田ゆり子委員 今、秋山委員の質疑の中で確認したいことがございます。

18ページの再任用職員の再任用の任期満了に伴うということですが、この期間は、任期というのは何年でしょうか。

それから、5,724万9,000円の児童福祉職員給与費の減が3人分ということですが、これ、1人当たり1,908万3,000円ということですのでよろしいでしょうか。

○萩原雅頭人事課長 マイナス5,724万9,000円につきましては、3名の方の分の減となります。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 それ、3人が3分の1ずつでいいのかという質疑がついているよ。それと再任用の任期と。

○萩原雅頭人事課長 すみません、補足説明をさせていただきます。

5,724万9,000円は、先ほどの3名の分と、あと職員の新陳代謝によるものも含めた額となります。

それと、再任用の期間ですけれども、3年でございます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 それでは、職員の新陳代謝も含むとかということですが、3人分の1人当たりの金額というのは幾らになるか分かりますか。これ、単純に3で割ると1,908万円ってすごい大きいなと思ったものですから、そうじゃないよということなので。

○萩原雅頭人事課長 今詳しい資料を持ち合わせてございませんので、後ほど示させていただきます。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

次に、20ページの先ほどの清掃職員の関係ですけれども、この再任用の方が4人、今の任期満了期間をお聞きしましたら3年ということなので、こちら4人の方が3年、再任用でお勤めになり、そして今度は会計年度任用職員として働くということですのでよろしいでしょうか。

○萩原雅頭人事課長 おっしゃるとおり、会計年度任用職員で働いていただくこととなります。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 再任用の期間で3年間働いたということによろしいですか。そして、今度、会計年度任用職員になると。

○萩原雅頭人事課長 再任用で3年働いていただきまして、これから会計年度任用職員として働いていただくこととなります。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

そうすると、今度は会計年度任用職員になると1年更新、会計年度なので期間は1年となりますけれども、この方たち4人は毎年毎年、更新の何か手続をしなければならないということになりますか。

○萩原雅頭人事課長 おっしゃるとおり、ほかの会計年度任用職員と同じ手続を踏むことになります。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 1年更新になると不安定になるんじゃないかなと思うんですけども、今60で定年で、今度再任用で3で63歳、そして、先ほどごみの回収って言ったんですけども、こちらの方は不燃ごみの回収ですよ、可燃ごみは民間委託にされているということなので。不燃ごみの収集というのは何歳までできる、今75歳以上は免許を返納したほうがいいんじゃないかと言われていると思うんですが、そのぐらいまで更新してできるものなのかどうなのか。一体いつまで対応ができるんでしょうか。

○萩原雅頭人事課長 その点につきましては、担当課のほうの考えもございますので、担当課のほうで、申し訳ありませんがお聞きになってください。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 人事課のほうで担当課の職員から状況を聞いて、そして判断していくということによろしいですか。そういうふうに会計年度職員の任期を考えていくと。

○萩原雅頭人事課長 今、深田委員がおっしゃったとおりでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 関連して、またそれは他の担当のところで聞けて言われるんだったらそうしますけど、不補充というのは原則だというふうに今答えがあったと思うんですけど、不補充が原則だということは、今、深田委員の質疑にもありましたけど、どんどんどんどん高齢化していくわけですよ。以前、質疑したときに、正規の人と、それから会計年度職員だか再任用の方だか、セットで車に乗っていくようにしているというふうにしたんですけど、今のままずっと不補充ということになると、結局は正規職員がいなくなる、またこれも民間委託にするという、それが方針だというふうに理解していいですか。

○萩原雅頭人事課長 申し訳ございません。そちらにつきましても、担当課の考えがあるのかと思いますので、この場では回答を差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 それは担当課の方針を人事課が了承してやっているというんじゃなくて、担当課がそう言ったもので、そのようにしているというふうに解釈します。また担当課で聞きます。

それから、もう一点、先ほど秋山委員のほうから言った3款1項1目の人事のところ、3人減というのがとまとびあ、3人だということで、3人減らしても何も全然問題ないよということは、今までその運営が多過ぎたということですか。

○渋谷英彦委員長 それも向こうだな、きっと。

○萩原雅頭人事課長 再任用職員の代わりに会計年度任用職員を充てて、補充して行っております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 2の1の12は、これはシステム改修の件ですけど、システム維持管理費、16ページ。いいですか。

○渋谷英彦委員長 続けてください。

○杉田源太郎委員 ここの中で、マイナポータルを通じて検診の結果の様式の標準化、あるいはマイナポータルを通じて検診結果を閲覧することができるよう、自治体の中間サーバーとの情報連携を行うシステムを改修するという説明があったと思います。

ここで検診の結果、この様式が標準化させるというのはどのようなことでしょうか。

○藤原則文デジタル戦略課長 杉田委員の御質疑にお答えさせていただきます。

今回の検診結果の標準化というのは、全国で統一した形で検診の結果のデータを蓄積して、それを最終的には全国共通のマイナポータルのほうで確認ができるようにするための様式にのっとった形でデータを蓄積するというためのものがございます。

以上です。

○杉田源太郎委員 分かりました。

検診結果というのは、いわゆる特定健診だとか個々で受ける健診って、そういうのも全部含めて書式が統一されるという、そういうことですか。

○藤原則文デジタル戦略課長 お答えいたします。

特定健診のほうにつきましては、それぞれの国保連とかのほうの関係で進めておりました、今回対象となっております検診データは主にがん検診のものでございまして、対象が胃がん、肺がん、大腸がん、子宮頸がん、乳がん、あと肝炎ウイルス、骨粗鬆症検診等のデータが対象となっているものでございます。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 今に関連してですけれども、国のサイトを見ますと、健診情報に加えて、病院なんかでお薬を頂く、処方されるその服薬情報も、このマイナポータルを通じて見られるということになっておりますけれども、これは今回適用になりますか。

○藤原則文デジタル戦略課長 詳細につきましては健康福祉部のほうで確認いただきたいんですけれども、今回の対象は先ほど申し上げたがん検診とかの検診の結果になります。

以上です。

○鈴木浩己副委員長 それじゃ、この補正予算案の議案説明のときに行政経営部長のほうから説明を受けたんですけれども、健康福祉部のほうで聞いてくださいと、そういうこと。

○藤原則文デジタル戦略課長 システムのほうの関係を担当している部署として今回、こちらのほうを上げさせていただいておりますけれども、詳細の中身に関してはある程度の、もちろん把握はしておりますけれども、今の細かい部分については、すみません、分かりかねますので健康福祉部のほうでお聞きいただけたらと思います。

以上です。

○渋谷英彦委員長 ほかに。

○秋山博子委員 補正予算書の14ページ、スポーツ課雑入です。21款5項6目で27万6,000円、これが東京2020チケット払戻金と説明されました。購入したチケットの枚数、それから、購入金額全て払戻しされたのかということ、それから、そもそもの用途、つまり、誰のためのチケット購入だったのか、教えてください。

○松永年史スポーツ課長 秋山委員にお答えいたします。

まず、東京オリンピック・パラリンピックにつきましては無観客となりましたので、事前に購入しておりましたチケットの払戻しを受けたものでございます。

枚数につきましては、全部で64人分でございます。

対象者につきましては、基本的に一般市民といいますか、焼津市民の方を対象に応援ツアーを組む予定がございましたので、そちらに充てる予定で購入したものでございます。

以上です。

○岡田光正委員 それでは、26ページのほう、小学校費と中学校費の中で、10款2項1目と同10款3項1目の小・中学校の修繕費でございますけれども、今年、452万円、それから953万円とそれぞれ出ております。

具体的に、ある程度の見積りというものは毎年予算の中であると思っておりますけれども、補正で出てきたこの内容、どんなものが多いのか、教えていただけますか。

○増田洋一教育総務課長 岡田委員にお答えします。

小学校管理費と中学校管理費、それぞれ答えればよろしいでしょうか。

まず、小学校管理費の553万1,000円の増額ですけれども、東益津小の空調機の修繕としまして85万8,000円、それから、大井川南小の小荷物専用昇降機の制御基盤の取替えとしまして69万8,000円、消防用設備の修繕、5校分で355万円、あと学級増に伴う備品購入費として42万5,000円を計上しております。

中学校管理費の454万2,000円の増額ですけれども、消防用設備の修繕、3校分で308万1,000円、それから、大井川中のキュービクル内の真空遮断機の取替えとしまして87万6,000円、それから、学級増に伴う備品購入費としまして58万5,000円であります。

その下の、中学校の校舎等整備費、こちらについては、大井川中学校のプールろ過タンクの取替え工事としまして803万円、それから、豊田中に開設予定の特別支援学級の空調機の取付工事としまして150万円を計上しております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 ほかに。

○杉田源太郎委員 26ページの9款1項4目、防災はここでいいと思うんですけど、無線維持管理費というふうにあるんですけど、この内容について伺いたいします。

○石川雅章地域防災課長 お答えいたします。

こちらにつきましては、下小杉の同報防災無線の屋外子局で、今年の7月に落雷の関係で故障しておりますので、こちらのほうのユニットの入替えという形で予定しております。

以上でございます。

○秋山博子委員 先ほどの26ページの中学校の校舎等整備工事費に関してなんですけれども、内訳については御説明いただいたので分かりました。

ここで、豊田中学校の特別支援級新設ということなんですけれども、新設の支援級に通う生徒数、結果として市内の特別進級数と生徒数は何人かということをお教えください。

○増田洋一教育総務課長 秋山委員にお答えします。

豊田中の特別支援学級は新設になりますけれども、新たに開設するには2名以上の児童・生徒が通うことが条件になっておりまして、これから県のほうに届出をする予定でいます。予定としましては2名が通うという予定をしております。

他の学校の特別支援学級の数とか、そこに通っている人数については、今、資料を持ち合わせておりませんので、改めてお答えをさせていただきたいと思います。

以上となります。

○渋谷英彦委員長 よろしいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 特にほかにはないので、質疑・意見を打ち切ります。

以上で、議第70号中、総務文教常任委員会の所管部分の審査を終わります。当局の皆さん、御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。9時50分、再開いたします。

休憩(9:39~9:49)

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第70号中、市民福祉常任委員会の所管部分について議題といたします。

質疑・意見のある委員の発言をお願いします。

○岡田光正委員 18ページ、2款1項27目児童手当事務費、これ、システム改修ということでお聞きをいたしました、委託料1,289万2,000円。このシステム改修の中身についてお聞きすると同時に、先日議第84号で、子育て世帯臨時特別給付金給付事務費の中の委託料でシステム改修がありました。これ、児童手当のものと同じようなシステムなんだけれども、このシステム改修の費用というのは、委託先が一緒ならば金額的に抑えられるのか、その辺も同時に説明をお願いしますか。

○藤野 大子育て支援課長 まず、今回の児童手当のシステム改修につきましては、来年6月施行が決まっております児童手当法の一部改正に伴うものでございます。

内容は2点ございまして、1点は、毎年6月に受給者の皆さんから現況届といったものを提出していただいておりますが、これが法改正に伴いまして、一部の方を除き、この現況届の提出が省略できることになりました。それに伴うシステム改修が1点目でございます。

それから、2点目が特例給付の関係になりまして、この特例給付については所得制限限度額というものが今度設けられることとなります。この限度額が設けられることに伴いますシステム改修となります。

それが1点目の回答となります。

それから2点目ですが、今日からの受付が始まりましたが、臨時特別給付金に伴うシステム改修と今回の児童手当のシステム改修の関連ですけど、まず、委託先については、児童手当のシステムを今管理、それからシステムを持っていますSBSさんのほうに業務委託をする予定でございます。

それで、システムの性質上、そこが連動するというか、そういった性格のものじゃないものですから、あくまでも給付金は給付金としてのシステム改修、今回は今回の児童

手当の法改正に伴うシステム改修になりますので、費用の面では、そこが経費削減につながらないかといったことについては、中の改修がくっついているという感じではありませんので、切り離すような形で考えております。

以上でございます。

- 岡田光正委員 実際、内容については、分かりました。具体的にそのようなものもあるというのは分かります。

この件だけじゃないんですけれども、いわゆる委託によってシステム等をいじっていただくというもの、この金額の査定、この辺は十分、今まで以上にきちっと見ていかないと、正直、別な機関で業者の言いなりだったというものもなきにしもあらずということで、我々、知識ないものですから、こうしなきゃいけませんよって言われりゃそうなるのかなというところで、あつては困るものですから、ぜひその辺はきちっと見ていただきたいということから質疑いたしました。お願いします。

- 渋谷英彦委員長 ほかに。

- 深田ゆり子委員 今の岡田委員の質疑の中で、児童手当について法改正が行われたということで、所得制限が、給付の限度額が変わることなんですけど、今までは世帯主の所得の高い人が四百何万円かの所得制限があったと思うんですけど、それが収入が合算されることになるのか、それとも、どの辺のところが所得制限が変わるのか、それを教えていただきたいのと、それ、変わることによって、システム改修を行うことによって、対象者というのが焼津市ではどのように変わるのか、お願いします。

- 藤野 大子育て支援課長 まず、1点目の主たる生計維持者という言葉になるんですけど、今深田委員がおっしゃったように、例えば、御夫婦で収入が高い方で現在は見ております。今御指摘がありましたように、これを夫婦合算になるのかどうかという議論は今行っている最中だと思いますので、決まっております。

現在の現行では、モデルケースで一般的に言われているのが、例えば、扶養親族が3人、この3人というのが、例えば奥さんが年収103万円未満の収入の方、それから、中学生以下のお子さんが2人、この3人を扶養親族として見ている場合であれば、旦那さんの給料が、これ、児童手当法でいくと所得になるものですから、736万円、これが所得制限になります。これが収入換算すると960万円ということが一般的に言われているものです。

これが上限限度額というものが設けられまして、今度は972万円の所得、それから1,200万円といった収入、この1,200万円を今度超えてしまうと、特例給付、一律児童1人当たり5,000円の給付がもらえなくなるという形になります。

それで、1,200万円を超える方がどのくらい見込まれるのかといった御質疑だったと思いますが、現時点で受給されている方の中で拾いますと、受給者でいくと111人いました。それから、児童数でいくと198人、対象となります。

以上でございます。

- 深田ゆり子委員 分かりました。

そうすると、この111人、児童数で198人、その世帯にはシステム改修が終わってからお知らせとかそういうのはされるんでしょうか。それとも、議会でこれが承認されればシステム改修に入るので、その時点でやるのかどうか。

○藤野 大子育て支援課長 法改正が行われるのが来年の6月施行ですので、10月分の児童手当からこれが始まりますから、今まで特例給付をもらえていた方で所得制限限度額を超えてしまった方には、何らかでお知らせはさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 ほかに。

○杉田源太郎委員 4款1項2目予防接種費として、新型コロナウイルスワクチンの3回目の接種の体制の整備をして、あるいは実施に伴う、そういうことでこの金額が出されているわけなんですけど、具体的にどんな内容でこの予算、予算の内容についてお知らせください。

○池谷智子健康づくり課長 新型コロナウイルス感染症ワクチン接種の3回目のほうの体制ということなんですけれども、まず、接種費のところは、3回目に係る接種の接種費用と、それと、ワクチンの接種の体制というところの部分に係る費用になっております。

○杉田源太郎委員 そういう体制整備、実施に伴うことなんですけど、その内容についてお伺いしたいのは金額の内訳、この体制についてどういうことに幾ら使った、それを教えて、大きなところで。

○橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 今回3回目の接種が新たに追加をされたということで、それに伴って3回目の分の費用について補正のほうをさせていただきました。

3回目、内訳についてですけれども、少し具体的に申し上げますと、接種費、これ、ワクチンの接種費用です。1回2,277円になりますけれども、そちらが4,781万7,000円でございます。

続きまして、ワクチンのほう、こちら、各医療機関のほうにワクチンのほうを配送させていただいたんですけれども、配送業務として240万円。

続きまして、集団接種については、いわゆるスタッフの派遣とか、あと医療機関のほうに委託しておりますので、そちらが2,000万円。

続きまして、3回目に伴いまして、いわゆる接種券の発送、それにつきましては596万2,000円。

続きまして、総合体育館等では、撤去、準備について業者のほうに委託しておりますので、そちらについて926万2,000円。

続きまして、集団接種の会場の医療従事者、医師、看護師等がありますので、そちらのほうの派遣業務の委託が2,304万円。

あと、集団接種に伴います会場の駐車場の整理でございます。こちらについてはシルバーのほうに委託しております280万円。

続きまして、コールセンター、引き続き3回目の接種について、コールセンターを開設していきますので、そちらが2,214万3,000円。

3回目の接種に伴いまして、システム、新たに3回目部分の改修が必要になりましたので、そちらが275万円。

最後に、いわゆる医師会等に委託として相談の受付とか予約の受付、そういったところの委託業務をしておりますので、そちらが1,155万円。

合計、3回目の接種に伴いまして1億4,772万4,000円、そちらのほうを今回補正の一

部に、要求のほうをさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解です。

その次に、16ページなんですけど、2款1項27目児童福祉費の国庫等返還金、これ、説明のときに、物すごくたくさんを説明されていて、全部記入し切れていないんですけど、いろいろな負担金、国庫の負担金、補助金、その負担金だとか、補助金、そういうものを全部含めて、精算金に対する返還金という、そういう説明があったと思います。これ、分かりやすくもう一回、説明いただけますか。

○藤野 大子育て支援課長 精算ということに対してどういう意味なのかという御質疑でよろしいでしょうか。

精算というのは、補助金の交付確定というふうを考えていただければなと思います。よろしくをお願いします。

○杉田源太郎委員 分かりました。かなり返さなきゃいけないんですね。

次に、20ページの4款1項3目母子保健費、このうち、市で単独で、あと県費の補助、そういうところで子どもの医療費の助成費というふうに説明があったと思います。

医療機関への受診者、その当初の見込み、それから、増加の内容についてお伺いいたします。

○藤野 大子育て支援課長 まず、当初の見込みなんですけど、令和2年度の子ども医療費の実績を踏まえて、令和3年度の当初予算を編成させていただきました。

令和2年度につきましては、コロナ禍の中で、通院、それから入院を控えた方がかなり多かったというふうに検証しておりますけど、大幅に子ども医療費の負担が減りました。

まだ新型コロナウイルス感染症が落ち着かない情勢でありましたので、令和2年度の実績を踏まえて令和3年度の予算編成をさせていただきました。ですが、令和3年度に入りまして、上半期、4から9月分の実績の推移がかなり前年度と変わって、受診をされる方がかなり増えてきて、このままの推移でいきますと年度途中で予算のほうショートしてしまうということが判明したものですから、補正をさせていただきたいということでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解いたしました。

それでは、先ほど、清掃職員の件はここでいいんだよな。

先ほどの中で、清掃職員の退職者、それから会計年度職員への移行という、その中で不補充という、これが原則だということを答弁いただきました。

不補充ということは、人数は減らさないけど、定年退職で3年再任用をやって、その後、会計年度、会計年度、会計年度ってやっていって、どのぐらいまで、それ、やっていくのか、不補充のままということになると、みんなが会計年度職員になっていっちゃう。

以前質疑させていただいたときに、車の運転なんかを、清掃車の運転ですか、正規職員と再任用だか、そういう人たちがセットになってやっていって、責任体制を明らかにするというような説明があったと思うんですよ。それが不補充ということ、先ほど説明

を聞いて、このままいったら、どんどんどんどん高齢化がどんどんどんどん進んでいっちゃうということで、最終的には、これはどこかにまた委託していくという、そういうことが方針としてあるのかどうか、確認させてください。

○富田明裕環境課長 杉田委員の御質疑にお答えします。

先ほど言いましたとおり、人事課長がお答えしたとおり、現業職につきましては、職員適正化計画の中で退職者不補充というものが、それを本に計画を行っております。

こちらの清掃職員のお話ですけれども、職員で長い間、勤めていただき、例えばスキル、運転技術とか、安全運転が一番いいんですけれども、スキルを持ったまま退職され、会計年度任用職員に採用していくというのが今の現状です。

内容としては、将来像を検討していく中で今検討しているんですけれども、それについてはまだちょっと不透明な部分がありますので、申し訳ありませんが、検討しているという段階でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 だから、検討しているということは、検討の内容というのは、全部、民間委託ということを検討しているということでしょうか。

○富田明裕環境課長 直営とか民間委託とか、そういったものも全部含めまして、どのような形がいいかというのをトータル的に考えているということでございます。

○渋谷英彦委員長 ほかに。

○杉田源太郎委員 結局、さっき言ったように、このままどんどんどんどん、不補充という形でやれば、いずれ年齢的なことから、安全運転が重要だ、そして、いろいろなスキルを持っている方、それがそのままスキルを活かしていけるということでは、私は大切だというふうに思っています、その人たちが仕事ができるということは。ただ、今言ったように、今後、委託も含めて検討といっても、必ず正規職員がいなくなるということは目に見えているので、そういうものがちゃんと市民の間に理解できるように、方向性を早いうちに出していただきたいというふうに思います。

先ほど、今の人員の関係で、18ページ3款1項1目、ここでも先ほど人事課のほうから報告があったんですけど、職員の人事異動に伴うということで、その人数の中で、とまとびあの3人、職員が減ることだったんですけど、3人減っても大丈夫という答弁でした。3人減っても大丈夫ということは、今までずっと3人が多過ぎたということですか。

○渋谷英彦委員長 質疑の意味、分かりましたか、今聞いて。

○藤野 大子育て支援課長 正確に言いますと、とまとびあのほうの再任用は2人減です。

2人の減につきましては、引き続き、会計年度任用職員さんということで相談員の設置をしております。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 さっき人事課のほうで3人と言ったんだけど、本当は2人だということですね。

○藤野 大子育て支援課長 子育て支援課のほうの配属の関係ですけど、3人のうち2人については、とまとびあの再任用の職員でして、もう一人は、今年度から放課後児童クラブの事業が家庭・子ども支援課のほうに事務が移管しましたので、その分の職員の減

で、合わせて3人となります。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 了解です。

次に、18ページですけど、3款1項9目障害者総合支援サービス費、この扶助費ということなんですけど、まず、サービス利用の作成費だとか、あるいは障害福祉サービス、その利用が増えてサービスの計画作成、そういう対象者が見込みより相当増えたというような説明だったと思うんですけど、増加数はどのぐらいですか。

○杉山広晃地域福祉課長 杉田委員の質疑にお答えします。

ここに5つのサービスがございますけれども、それぞれ説明させていただきます。

サービス利用計画費、就労継続給付費、共同生活援助費は、当初、令和2年度の要求時ですけども、月平均で利用者数よりも、今年度8月の時点で、月平均利用実績が増加したことによる増額補正でございます。

介護給付費は、当初予定で16人が令和4年7月まで利用しておりましたが、1名増となって17名になっております。その関係で、増額補正をさせていただいております。

そのほか、就労継続給付費は、当初が月平均57人のところを62人、今使っておりますので、そのような形で増です。それは就労Aという形があるんですけども、そちらのほうは62人、それから就労Bが250人の平均だったものが260人、それから、共同生活援助費が66人の平均だったものが71人、療養介護給付費が16人が17人、更生医療給付費が66人から71人と、全て増になっていることによる増額補正でございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 内容は大体分かりました。

これだけ増えていったという、その背景というのは何か推察されるようなことはありますか。

○杉山広晃地域福祉課長 それぞれありますけれども、例えば、就労継続支援費のほうでいきますと、令和2年12月に市内に就労支援B型事業所が2か所、こちらはインフィニティひまわりの橋、それとライトという事業所です。それから、令和3年1月に就労支援型Aが、L i m e というものが開設しております。その関係で利用者が増えていると。

それから、療養介護給付費のほうは、これは、先ほど言ったように、1人増ということなんです。

共同生活援助費については、現在焼津市内に4か所のグループホームがございます。すぴか、グループホーム樹羅、それからドリームゲート焼津、メロンとありますけれども、すぴかが定員20人、それから、グループホーム樹羅が定員6人、ドリームゲート焼津が10人、メロンが定員10人ということで、そちらのほうも、それぞれ増というふうになっております。

あとは、共同生活のほうでいきますと、藤枝市のほうも2か所、それから静岡に2か所あるんですけども、そちらのほうにも利用者が流れているということで、焼津市の方が、そういった関係で増ということになっております。

以上でございます。

○深田ゆり子委員 20ページの先ほどの新型コロナウイルス接種費ですけども、最初に歳入のほうで財政課のほうに聞いたらこちらですということで、お聞きします。

杉田委員の質疑に対して具体的な説明がございました。

1億4,700万円ほどの具体的な設置費用ということだったんですが、ここ、2億2,169万6,000円になっております。それで、国庫負担が9,994万2,000円で、国庫の補助が1億2,175万4,000円ということで、この違い、どちらに何を使っているのか、それをまずお聞きします。

○池谷智子健康づくり課長 お答えいたします。

まず、9,994万2,000円の保健衛生費の負担金のほうですけれども、こちらのほうは、先ほども少し申し上げましたけれども、接種費の費用になります。こちらのほうは、1、2回目の接種率を少し当初見込んでいたところから引上げたことによる増と3回目の接種費の予想ということで、9,994万2,000円の増をお願いするものになります。

それから、その下の補助金のほうですけれども、こちらのほうは、接種に必要な体制を確保するための補助金ということになります。

合計が2億2,169万6,000円ということで、接種費用が上の9,994万2,000円ということなので、接種費を除いた額が補助金ということになります。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。

そうしますと、今回の接種費用は、3回目ということで、前回1、2回の接種率が高かったので、少し増やしたという、接種率を増やしたということですが、85%とか、どのぐらい増やしている金額ですか。

○池谷智子健康づくり課長 全人口の8割の方が2回打つということで22万2,000回分を当初で上げさせていただいていたんですけれども、全人口の8割から85%ということで上げさせていただいて、そうすると23万5,892回ということで、差の1万3,892回分の2,277円ということで補正をさせていただきます。お願いします。

○深田ゆり子委員 分かりました。

今回は85%に増やした人数の金額ということで、その差ということですか。その金額でよろしいですか、22万5,892回分ということで。

○池谷智子健康づくり課長 1、2回分の接種率を上げたということと、あと今年度中、令和3年度中に3回目の接種が始まりますので、その想定ということで、3万回、3万人分の補正のほう、させていただきます。

○深田ゆり子委員 分かりました。

そうしますと、接種費用以外の配送費とか派遣、そしてコールセンター、先ほどの医師会、こういう委託しているところはどやって決めるんですか。前回、1、2回やったところと同じところを委託するのか、それとも何か入札をかけるのか、何かあるんですか。

医師会のほうは内容をお聞きしたいんですけど、内訳を。

○池谷智子健康づくり課長 事業者のほうは、1、2回と引き続きということで、同じ業者のほうにお願いをしたいと思っております。

それから、医師会のほうの内容ですけれども、協力をしていただきますワクチンに関する相談ですとか、勧奨ですとか、受付等々をお願いしている内容になります。

以上です。

○深田ゆり子委員 そうしますと、どこの市町も引き続き1、2回目の接種に関わる委託業者を想定して準備しているのでしょうか。

○池谷智子健康づくり課長 今、お聞きしているところは、1、2回目からそのまま3回目へと接種のほうが続いていくというところでは、他の市町さんもそのようにお聞きをしております。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。

もう少しいろんな業者さんが入ったほうが公平じゃないかなと思ったものですから、お聞きしました。

医師会の1,155万円というのは、1回接種したのに幾らとかそういう計算なんですか。単価はどうなっています。

○池谷智子健康づくり課長 1件550円ということでお願いをしております。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。

1、2回目で、また3回目も負担が増えるということで、医師会のほうではもう少し市単独でも増やしてあげて支援をするという、そういうことはあったのでしょうか。それとも、全国一律に1件550円ですよという、こういう計算なんですか。

○橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 私のほうからお答えをさせていただきます。

こちらについては、焼津市のほうは、皆様御存じのとおり、予約の関係については、いわゆるシステム上の予約の方法と、あと個別の医療機関で予約の方法を取っておりまして、そういった関係で、直接開業医の先生のほうで予約を取っていただくときに、予約の受付とか、あと予約相談、あと副反応のそういったところのいろいろな業務をいわゆる開業医の先生方に担っていただくということで、具体的に言うと、他市にはないような部分の業務のほうもお願いしていることもありまして、そういったところの負担を考えると、医師会と協議をさせていただいた中で、若干のいわゆる補助というか、部分を見るべきだということの判断で、こちらのほう、予算のほうをさせていただきました。

いずれにしても、今、1、2回目の接種がほぼほぼ終わっているんですけども、開業医の先生方のそういった接種に伴ういろんな支援のおかげで、非常に接種も円滑に行われまして、接種率のほうも本当に全国平均ぐらいは行っておりますので、このお金については非常に有効に使われたのかなというふうに認識しております。

以上です。

○深田ゆり子委員 分かりました。焼津市はほかの市町よりも手厚くしていただいているということですね。分かりました。

それで、今回、予算が入りますと、市民のほうには、前回、鈴木浩己議員の一般質問でもありましたけれども、2月8日から準備はするということですが、市民のほうに、この焼津市としての第3回のワクチンを、こういうふうに接種が始まりますよという計画をお知らせするのはいつになりますか。

○石原隆弘健康福祉部長 市民の皆様への接種でございますけれども、今委員のほうからもお話ございました、昨日までの一般質問の中でもお答えしましたが、8か月基準でいうと2月8日が一番最初の方ということになります。

ですから、今、それに合わせまして接種体制を医師会様と協議をしている最中でありまして、具体的なところ、今まだ申し上げにくい状況なものですから、そちらについては、また決まり次第、市民の皆様様に速やかに御案内していきたいと思っております。

○深田ゆり子委員 おおよそのめど、例えば、1月の末にはお知らせすることができますよとか、2月の最初か、その辺のことは分かりますか。

○石原隆弘健康福祉部長 接種券のほうは、遅くとも接種開始の2週間前には御案内したいと思っておりますので、当然2月の下旬から始めるということになれば、1月の下旬には早い方には御案内しますので、それまでには全体の接種体制とか概要について、市民の皆様、それから、議員の皆様にも御案内をさせていただきたいと思っております。

○深田ゆり子委員 分かりました。1月下旬には大体の予想、計画はお示ししていただけるということで、ぜひお願いします。

一般質問の中でもおっしゃっていましたが、混合接種と、ファイザーとモデルナの、そういう混合接種がいいのか、それとも、やっぱりモデルナは痛い、熱が出るとか、そういう御意見も、私も何人からか聞いているものですから、そういう説明書というのは、封筒の中に説明資料というのは入れていただけるのでしょうか。

○橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 今、御意見いただきましたけれども、今、国のほうでも、そういったいわゆる1、2回目と違うワクチンを使うということで、国のほう、今言っているのは選択できるんだよということによっておりますけれども、具体的に、例えば、どういった組合せが一番抗体が上がるかとか、いいよというところが、最終的には焼津市のほうでその部分については判断できませんので、国のほうから、今後、そういった情報があるかと思っておりますので、そういったところを、国のそういった情報を市民の皆様の方にしっかりとお伝えのほうをさせていただいて、その中で御判断いただければと思っておりますので、そのように考えておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。

○深田ゆり子委員 前回のファイザーの説明というのは、すごい細かい字でいっぱい書いてあるものですからよく分からなかったんですよ。それで、今回は混合接種がいいかどうかということも、すごく市民の方が心配されていたものですから、そういう説明というの、分かりやすい説明書を、国のほうから出されたらそういうことでお願いしたいと思っております。

最後に1点。前回、特に80代の方とか70代の方が一遍に接種券が来て、それで、コールセンターがパンクしてしまったということで、3日ぐらい中止したというふうに経験があるんですけれども、その後、だんだん、年齢をずらして、日をずらして、年齢の高い順から日をずらして発送していただいて、少し落ち着いてきたと思うんですけれども、今回も一遍にじゃなくて、そうやって年齢順に少し日をずらして発送していただくとか、そういうことは今お考えでしょうか。

○橋ヶ谷正巳健康福祉部次長 3回目の接種につきましては、2回目の接種後、今現在、8か月経過後ということで、こちらのほうで誰がいつ接種ができる状況だと把握しておりますので、まとめてという形ではなくて、ある程度、例えば、1週間に1回とか2週

間に1回とかという形で小出しというか、御意見いただいたように、たくさんの方に一遍に接種券が届いて、一遍に予約が入るといった状況にならないように、そこら辺については、数字のほうも把握しておりますので、接種者数を見ながら、多いときには、1週間に1回程度、小出しにさせていただいて、少ないときには、例えば月に2回とか、そういったところで人数を見ながら、混乱しないように接種券のほうを発送していきたいと考えております。

○渋谷英彦委員長 質疑を打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

時間が、どうしてもというか、重要案件でしたらお願いします。後で聞いて済むようなものは後で聞いてください。

○杉田源太郎委員 重要かどうかは別ですけど、16ページ、2款3項1目証明書の発行費、それからコンビニ交付サービス事業費、このところで、補正予算のときの想定の内容、利用の内容と件数はどのぐらい想定していたんでしょうか。

○佐藤三夫市民課長 コンビニ交付の88万8,000円の内訳というか、額ですけれども、令和2年度でコンビニ交付が7,211件、こちらのほう、ありまして、今、令和3年度の、これは8月までなんですけれども、8月までのあれで240%ぐらい伸びているわけですよ。

ですので、見込みとしましては、1万7,390の見込みを出していただいて、それに1件当たり117円が手数料となりますので、こちらで算出させていただきました。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 どういう内容のものがということをお答え。

○佐藤三夫市民課長 コンビニ交付の利用内容なんですけれども、住民票の写し、それと印鑑登録証明書、戸籍附票の写し、所得証明書、住民税課税証明書、こちらのほうがコンビニのほうで取得できます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 よろしいですかね。

○秋山博子委員 確認だけさせていただきたいと思います。

ケースワーカーが何人で、それで、1人当たり100.1人でしたっけ、ケースワーカー、今何人体制ですか。それだけ教えてください。

○杉山広晃地域福祉課長 ケースワーカー、現在7人でございます。

以上です。

○渋谷英彦委員長 では、質疑・意見を打ち切ります。

以上で、議第70号中、市民福祉常任委員会の所管部分の審査を終わります。

55分、再開します。

休憩（10：46～10：54）

○渋谷英彦委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議第70号中、建設経済常任委員会の所管部分について、議題といたします。

質疑・意見のある委員は御発言願います。

○秋山博子委員 債務負担のところですけど、こちらでいいですよ。指定管理者の指定

に係る債務負担行為の8,600万円というのがあるんですけども、ここでいいですか。

○渋谷英彦委員長 何ページか言ってみてくれる。

○秋山博子委員 5ページの1番下の段にあります。

都市公園指定管理料、令和3年度から令和8年度までということです。指定管理の制度を利用されたのは平成19年の4月からだと思います。ですから、今回、出されたのが第4期に向けてということになるんですけども、前回3期、平成29年の際を見ますと、公園の箇所が122か所で、このとき指定管理料が1億4,958万3,856円、1平米当たりの管理費は、計算すると303.5円ということなんです。

今回、参考資料を見ますと、公園の箇所が前回の122か所から138か所で、16か所増えていますけれども、指定管理料は大幅に下がっていますので、その理由は何か教えてください。

○白石雅治都市整備課長 指定管理料でございますが、今、大幅に下がっているということでの御質疑ですが、指定管理料につきましては、年額につきましては若干数字的には上がっておりますが、公園の箇所数が増えていますので、指定管理年額については、今回上程しているものについては金額が36万円ほど年額で上がっているわけでございますが、その辺、すみません、もう一度質疑の内容を教えてくださいたいんですが。

○秋山博子委員 分かりました。指定管理料は上がっているということで。

そうすると今回、箇所も増えているということで、指定管理、1平米当たり管理費は幾らになりますか。

○白石雅治都市整備課長 平米当たり約330円でございます。

○秋山博子委員 了解です。

今回、議会で、市でもウォークブルシティの計画をつくるというふうに答弁があの中であったんですけども、公園は緑の公共空間ということで、ウォークブルシティの実現に当たってはすごく大きな役割を果たすと思うんですけども、その計画が、これからつくられる、それで、この指定管理は5年という契約になると思うんですけども、その契約の中で、ウォークブルシティの計画がつけられていくことによって、新たな業務の内容ですとか、それとか、管理の方針というのが変わってくるということも考えられると思うんですが、その辺どんなふうに考えていますか。

○白石雅治都市整備課長 その辺につきましては、一昨日の一般質問のほうで市長のほうから、次年度、ウォークブルの推進計画の策定ということで御答弁させていただきましたが、来年作成するというのでございますので、その辺の都市公園も計画している区域内にも予定している箇所がございますが、そこも含めて次年度計画をしていくということでございますので、お願いいたします。

○渋谷英彦委員長 ほかに。

○杉田源太郎委員 14ページ、21款5項6目農林水産費、雑入というところで、担い手農業者から経営を継承した後継者の発展に向けた取組を支援する国の経営の継承、それから発展等支援事業補助金を活用するためという説明があったと思います。これ、具体的に言うと50万円、どのような取組なんでしょうか。

○滝 昌明農政課長 お答えします。

経営継承・発展等支援事業につきましては、地域の中心的経営体である担い手農業者

の経営を継承するとともに、その経営をさらに発展させる取組を支援する事業であります。その取組に必要な経費で上限100万円を支援するもので、国と市、それぞれが2分の1ずつを負担するものであります。

以上です。

○杉田源太郎委員 私が聞きたかったのは、50万円、今まで最初、上限100万円で1件についてですか。そういうのがあったんだけど、それにどのくらい使われて、それがまた、さらにプラスになっていって、この50万円がそこに使われるんだよという、そういうこと、その具体的なところを聞きたかったんですけど。

○滝 昌明農政課長 お答えします。

この事業につきましては、令和3年度に新たに国のほうで制度化された事業でありまして、今までに補助事業を受けた方は該当になりません。あくまでも経営を継承するに当たって、新しく規模拡大をするであるとか、そういった計画を立てて、その計画に対して補助をされるものであります。

以上です。

○杉田源太郎委員 今後計画をされる、今から新たにそういうものについてということなんですけど、それはどのくらい今見込んでいるんですか。

○滝 昌明農政課長 お答えします。

今回のものに対しましては、1名の方が経営継承をするということでありまして。

○杉田源太郎委員 了解です。

続いて、22ページですけど、6款1項3目ですけど、農業振興費としてここで100万円とあって、今お聞きした担い手支援、その国の補助金を活用するための補正だと。補正前に、これ、3,300万円ぐらいの使用ということだったんですけど、この使用内容と、この100万円の追加、この根拠を教えてください。

○滝 昌明農政課長 お答えします。

担い手育成総合対策事業費につきましては、持続可能な力強い農業の実現や将来の農業の担い手育成のために、経営が不安定な就農直後に新規就農者への支援や農業の総合相談窓口を運営する事業に充てるものでございます。

それで、今回の100万円の補正につきましては、先ほど申しましたように、経営継承の事業に対するものであります。

以上です。

○杉田源太郎委員 分かりました。

先ほど聞いたのと、まるきり同じところというふうに解釈すると思うんですけど、そうすると、先ほどの歳入のほうで50万円で、歳出のほうで100万円ということは、市の単独で支援するって、そういうことですか。

○滝 昌明農政課長 この事業につきましては、上限100万円を国と市でそれぞれ2分の1ずつ負担をするもので、市の負担が50万円となります。

以上です。

○渋谷英彦委員長 ほかに。

○村松幸昌委員 22ページの7款1項2目商工振興費の地域プロジェクトマネージャー活動事業費、これ、説明のときに制度が確定をしました、それと任用の変更というふうに

聞きましたけれども、ちょっと何か踏み込んで説明してください。

○海野真彦商工課長 地域プロジェクトマネージャー制度につきましては、令和3年度、当初予算算定時におきましては国から詳細が示されておりませんで、活動開始時期も未定であったため、地域おこし協力隊と同水準の年間委託料と見込んでおりました。その後、国において、会計年度任用職員として地方自治体に任用されることが条件として制度設計がなされたので、10月の活動開始も決まったことから、市の会計年度任用職員の給与規程に沿って算定し、減額補正を上げさせてもらうものでございます。

○村松幸昌委員 簡単に言うと、今活躍してくれている三浦愛さんとか、その後続いてくれたけん玉のぎんちゃんとか、あの人たちが活躍してくれています。

それで、国のほうの制度が指定されても、国のほうからの事業に対する補助金とか何かって、その辺の関係はどうなっているんですか。

○海野真彦商工課長 国の交付税措置がされます。

以上です。

○村松幸昌委員 分かりました。

ここのマネジャーの活躍というのは非常にすごくて、ターントクルこども館の新たなところに一歩踏み込んでやってくれているとか、非常に地元ではすごく好評です。

それで、できたら、これ今、補正だものですから、来年度要望するわけじゃないんですけども、コンシェルジュ機能を持たせた形でこういうマネジャーをつくっていただければと思っていますので、非常にいい事業だなと思っています。よろしく願います。

○杉田源太郎委員 24ページ、歳出の8款2項2目道路維持費、ここの説明のときに、補修費、通学路の緊急点検によって早期対応を必要とする、そういう補修工事があったという説明があったと思います。

これは最初の補正前の予算の中に、通学路の補修予定地というのはあったんでしょうか。

○新村浩三道路課長 杉田委員の御質疑にお答えします。

今回の道路施設補修費500万円につきましては、先ほどお話がありましたように、通学路の緊急点検により早期対応を必要とするものでございますけれども、もともとの当初予算のところにも道路補修費の区画線がございましたけれども、当初の分につきましては、大きな交差点の区画線ですとか、そういったところに想定をしておりましたので、今回、新たに緊急点検で判明したところを追加で施工しようとするものでございます。

以上でございます。

○杉田源太郎委員 今回の緊急点検、補修が必要だとされたというのは、そのほかにもあったんだけど、とにかく緊急はここだけだということで、ここに補正を入れるのか、そのほかのところにも、まだ緊急点検の中で、ここは直しておいたほうがいいのかというような、そういうところというのはあったんでしょうか。

○新村浩三道路課長 今回の500万円の通学路でございますけれども、今年の6月の千葉県八街市の事故を受けまして、7月5日に、市内13小学校のところにつきまして、焼津警察署さんのほうと合同で緊急点検を行いまして、その中で、一番の主な課題でありました区画線が消えかかっているところが多かったものですから、そちらのほう

をまず緊急的にやりましょうというところで今回上げさせていただきまして、あと、それ以外にも、交通安全プログラム等によりまして、ほかの学校、警察署さんですとか、関係者の方とも協議のほうを行っておりますので、それにつきましても、また新たに対策をつけまして、これ以外にも、また、整備のほうを、補修等を行っていく予定でございます。まずは緊急で早期に区画線が必要ということで今回上げさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○渋谷英彦委員長 では、質疑・意見を打ち切りたいと思いますが、いいですかね。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 以上で、議第70号中、建設経済常任委員会の所管部分の審査を終わります。

以上で、議第70号「令和3年度焼津市一般会計補正予算(第9号)案」の全ての審査が終了いたしました。

では、ここで、当局の皆様、御苦勞様でした。

次に、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷英彦委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第70号は、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○渋谷英彦委員長 挙手総員であります。よって、議第70号は、これを原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、予算決算審査特別委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

以上で、予算決算審査特別委員会を閉会いたします。皆様、御苦勞さまでした。

閉会(11:12)